

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年12月12日
福岡市市民局男女共同参画課

1. 公募の趣旨

本業務委託は「DV被害者等からの電話相談に適切に対応できる体制があること」、「DVに関する専門的知識及びDV被害者に関する各種支援措置に関する知識等、専門性が求められること」等の理由により、特定の者を相手方とする契約手続きを行っている。平成28年度は提案競技を行い、令和元年度及び令和4年度には確認公募を実施している。次年度の事業委託契約に向け、当該特定の者以外の事業者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する事業者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を求める公募を実施する。

公募の結果、応募者がいない場合、もしくは応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、または公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行することとする。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、提案競技を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 件 名 福岡市配偶者暴力相談支援センター電話相談業務委託

(2) 業務内容 専用電話にかかる相談に応対し、必要な助言、法制度の教示及び関係対応機関の案内等を行う。

なお、市内居住者に限定せず、すべての電話に応対するものとし、相談の内容に応じて適切な他の機関を紹介する。

※業務内容の詳細は別紙「仕様書」にて定めるものとする。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 福岡市でDVについての相談機関としての実績があり、DVに関する専門的知識及びDV被害者に関する各種支援措置に関する知識等の専門性に基づき、専用電話にかかるってきた相談に応対し、必要な助言や法制度の教示、関係対応機関の案内等を行う電話相談員を複数名配置できること。
- (2) その他、別紙「仕様書」にて定める業務内容のすべてに対応できること。
- (3) 取得した個人情報を適切に管理し、守秘義務の遵守が出来ること。
- (4) 福岡市内に専用電話を設置できる事務所を有していること。
- (5) 法人であること。
- (6) 市町村民税（延滞金等を含む）に滞納がないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (8) 過去において電話相談業務を地方公共団体から1年間継続して受託した実績を有すること。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

- ①配布期間

令和7年12月12日から令和7年12月26日までの開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）9時15分から17時00分まで

- ②配布場所

福岡市市民局男女共同参画課

所在地 福岡市南区高宮3丁目3番1号

電話 092-406-1858

担当 川内・阿野

- ③配布方法

配布場所での配布

- ④配布書類

公募説明書、仕様書、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- ①提出期間

(1) ①に同じ。

- ②提出場所

(1) ②に同じ。

- ③提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすこと

を証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ①提出期限までに提出されなかつた参加意思確認書は、提出を無効とする。
- ②参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果の通知を行う。
- ③審査結果の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

福岡市市民局男女共同参画課

所在地 福岡市南区高宮3丁目3番1号

電話 092-406-1858

メール joseisien@city.fukuoka.lg.jp

担当 川内・阿野

7. 留意事項

予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該業務委託の提案競技を中止する場合がある。